

(裏)

項目	景観形成基準	適合確認欄	具体的な取り組み	適合判定欄※
その他	付属施設 車庫や物置、倉庫等の付属物は、圧迫感を生じないようにし、周辺の景観と調和したものとなるように努める。	✓	該当なし。	
	緑化 個人住宅・共同住宅の建築に当たっては敷地面積の3%以上を緑化するように努める。	✓	該当なし。	
	上記以外の店舗・工場等の建築に当たっては、敷地面積の6%以上を緑化するように努める。	✓	該当なし。	
	敷地内に既存樹木がある場合、保存と活用に努める。	✓	該当なし。	
特筆すべき具体的な取り組み 低明度低彩度のパネルを採用し、付帯設備も一体感のある色彩とすることで、周囲の景観に配慮した。 <div data-bbox="188 1048 502 1191" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"><p>景観形成に基準に適合するため行った取り組みの中で、特筆すべきものを記載してください。</p></div>				

(備考)

1. 届出対象行為が、景観形成基準に適合しているか、確認をしてください。
2. 特に優れた自然のエリアの景観形成基準について、届出対象行為の適合確認を行ない、適合確認欄に✓(チェック)を記入してください。
3. 具体的な取り組み欄については、その景観形成基準に適合するため行なう取り組みを具体的に記入してください。
4. 特筆すべき具体的な取り組みの欄については、具体的な取り組みの中で、特に景観形成基準に適合するため行った取り組みについて、具体的に記載してください。
5. 適合判定欄※は、市が適合判定の際に使用しますので、何も記入しないでください。